

# 青森県報

第三千百十三号

平成二十一年  
七月二十二日  
(水曜日)

## 目次

### 告 示

二等陸士、二等海士及び二等空士の募集期間、採用試験の期日等……………(市振興町課) ……一

二等陸士、二等海士及び二等空士(女性自衛官)の募集期間、採用試験の期日等……………(同) ……一

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療機関の指定……………(健康福祉課) ……二

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の名称変更の届出……………(同) ……二

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定……………(同) ……二

右 同……………(同) ……三

右 同……………(同) ……三

道路の区域の変更……………(道路課) ……三

## 告 示

青森県告示第四百九十八号

二等陸士、二等海士及び二等空士として採用する陸上自衛官、海上自衛官及び航空自衛官の平成二十一年度第二次募集期間、採用試験の期日等を次のとおり定めたので、自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第百七十九号)第百十四条及び第百十七条第一項(第百十八条の規定によりこれらの規定の例によることとされる場合を含む。)の規定

定により告示する。

平成二十一年七月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

募集期間	平成二十一年八月一日から同年九月四日まで		
試験期日	開始時刻	位 置	試 験 場
平成二十一年 九月十六日 (水)から同 月十七日(木) まで	受付後に 通知	青森市大字浪館字近野四五 弘前市大字原ヶ平字山中一八の一一七 八戸市大字市川町字桔梗野官地 五所川原市字一ツ谷五〇四の一 三沢市大字三沢字後久保一二五の七 むつ市大湊町四の一	陸上自衛隊青森駐屯地 陸上自衛隊弘前駐屯地 陸上自衛隊八戸駐屯地 五所川原市中央公民館 航空自衛隊三沢基地 海上自衛隊大湊基地

青森県告示第四百九十九号

二等陸士、二等海士及び二等空士として採用する陸上自衛官、海上自衛官及び航空自衛官(女性自衛官)の平成二十一年度第二次募集期間、採用試験の期日等を次のとおり定めたので、自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第百七十九号)第百十四条及び第百十七条第一項(第百十八条の規定によりこれらの規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により告示する。

平成二十一年七月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

募集期間

平成二十一年八月一日から同年九月十一日まで

試験期日 平成二十一年 九月二十八日	開始時刻 受付後に 通知	試 験 場	位 置 名 称	青森市大字浪館字近野四 五 八戸市大字市川町字桔梗 野官地	陸上自衛隊青森駐屯地
むつ市大湊町四の一				陸上自衛隊八戸駐屯地	海上自衛隊大湊基地

青森県告示第五百号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十一年七月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名 たなぶ調剤薬局	所在地又は住所 むつ市柳町一丁目九の五〇	指定年月日 平成二・五・三
-------------------	-------------------------	------------------

青森県告示第五百一号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十一年七月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名称又は氏名	所在地又は住所	変更年月日
変更前	クリニックパーク上北	上北郡東北町大字上野字南 谷地二五八の一	平成二・六・五
変更後	旭日クリニック		

青森県告示第五百二号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十一年七月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	居宅介護事業者 主たる所在地	居宅介護 事業の種類	名称	所在地	指定 年月日
	医療法人仁 泉会				
"	"	訪問介護	"	八戸市大字妙字 分枝三一	"
"	"	通所介護	妙水苑デイ サービス センター	八戸市大字妙字 分枝三九の一	"

青森県告示第五百三三号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十一年七月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	介護予防事業者	介護予防の種類	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
	主たる事務所の所在地	介護予防の種類			
医療法人仁泉会	八戸市大字尻内町字直田八一	介護予防訪問看護	訪問看護ステーションえがみよん	八戸市大字妙字分枝三八の三	平成三・六・一
"	"	介護予防訪問看護	"	八戸市大字妙字分枝三一	"
"	"	介護予防通所介護	妙水苑デイサービスセンター	八戸市大字妙字分枝三九の一	"

青森県告示第五百四号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法

（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十一年七月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	居宅介護支援事業者	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
	主たる事務所の所在地			
アールサポート株式会社	東京都渋谷区本町一丁目八	アールサポート株式会社八戸在宅サービスセンター	八戸市大字売市字小待一二五の一	平成三・四・一
医療法人仁泉会	八戸市大字尻内町字直田八一	訪問看護ステーションえがみよん	八戸市大字妙字分枝三八の三	平成三・六・一

青森県告示第五百五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十一年八月二十一日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

図面番号	道路の種類	路線名	変更の区間	変更の前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
------	-------	-----	-------	--------	-------	-------	----

2		1		
国		国		
道		道		
三三三九号		三三三八号		
東津軽郡外ヶ浜町字三厩板柳無番地から 東津軽郡外ヶ浜町字三厩板柳無番地まで		下北郡佐井村大字佐井字中道四の二から 下北郡佐井村大字佐井字中道七八の一四七まで		
後	前	前	後	前
三五〇・二〇〇メートルから	一〇四・五〇〇メートルまで	三五〇・二〇〇メートルまで	一〇九・三〇四メートルまで	九八・一三メートルから
四二六・〇〇メートル	四七四・〇〇メートル	四二六・〇〇メートル	一九八・二〇メートル	一九八・二〇メートル

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町一丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭